

06 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

届出により、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合、期間が出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間となります。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

●対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

●開始日 平成31年4月1日

●届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能

●届出先 東温市市民課

※出産前に届出する場合、母子健康手帳等が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせの際は、基礎年番号をご用意ください。
松山東年金事務所 ☎946-2146
東温市市民課 ☎964-4471



05 とうおんクールチョイスーストップ! 地球温暖化ー

環境保全課 ☎964-4415



市では、地球温暖化対策の推進と普及啓発を目的とした子ども向けのCOOL CHOICE(賢い選択)普及啓発冊子「とうおんのクールチョイスーストップ! 地球温暖化ー〜ぼくたち、わたしたちが未来のためにいまできること」を作成しました。

●地球温暖化や国民運動「COOL CHOICE」について

●東温市の地球温暖化対策の取り組み

●二酸化炭素(CO₂)を減らすために、毎日の暮らしの中でできること

などを紹介しており、図書館本館・川内分館で配布しています。

ぜひ、家族みんなで取り組んでみてください!



08 ひとり親家庭学習支援事業の児童を募集します

社会福祉課 児童福祉係 ☎964-4406

大学生や社会人等のボランティアによる学習支援により、ひとり親家庭の児童の学習への意識を高め、学力向上を図ります。

●対象児童

小・中学校に通学しているひとり親家庭の児童で、教室まで通える児童

●開催日・場所

※4月中旬開始予定

●重信教室

開催日 金曜日 18時30分～20時30分

開催場所 中央公民館

●川内教室

開催日 金曜日 18時30分～20時30分

開催場所 川内公民館

●募集人員 各教室10人程度

●受講料 無料

●募集締切 3月29日(金)

●申込方法

学習支援登録申請書(市役所社会福祉課にあります)を提出してください。

07 農業委員会からお知らせします

農業委員会事務局 ☎964-4410

6月1日開始の農地の利用権設定申出について

「5月31日に貸借期間が切れる」「新規で利用権設定したい」「貸借期間が切れているが再設定したい」など、該当する人は、4月15日(月)までに農業委員会事務局または川内支所へ申出書を提出してください。

●利用権設定とは

農地の利用関係を市が調整し、農地の貸し借りを行うことができる制度です。対象となる土地は市街化区域を除く農用地等で、借り手には農業経営面積(借入地も含む)が4,000㎡以上必要です。

●利用権設定なら

・農地の貸借について農地法の許可が不要です。

・貸した農地は期限がくれば離作料不要で返却されます。

・利用権の再設定により継続して貸すことも借りることもできます。

農地取得等に係る下限面積を見直しました

農地の売買等の許可基準の一つである下限面積を以下のとおり見直しました。

●設定地区 市内全域

●下限面積 40アール

●施行日 平成31年4月1日

02 安全協会みなみ

松山南交通安全協会 ☎958-6558

横断歩道止まろうキャンペーン

減速(原則)、よく見て、止まりましょう!

●横断歩道に接近したら、減速し、安全確認!

●横断歩行者を見たら、一時停止!

●夕暮れ時や夜間はライトを早めに点灯し、見えづらいときにはハイビームを使いましょう!

夜間の交通事故にご注意を!

松山南署管内では高齢者の事故が多発しています。斜め横断や車の直前直後の横断はとても危険なのでやめましょう。横断は、信号機のある交差点や横断歩道を利用しましょう。

夜間事故にあわないために、夜道を歩く必要があるときは、白っぽい色の目立つ服装にしましょう。また、家の近くを少し出歩くだけでも、懐中電灯を持つか、反射材を身につけましょう。

04 消費者力UP! 通信

総務課 消費生活相談窓口 ☎964-4400



相談事例

宅配業者を装った偽のショートメールに注意!

携帯電話に大手宅配業者を装うショートメールが届いた。「お荷物をお届けにあがりましたが、不在の為持ち帰りました。下記のURLよりご確認ください。」と記載があったのでアクセスしたら、アプリがダウンロードされた。すると、自分の携帯番号が盗まれ無断配信されて、知らない人から電話が沢山かかるようになった。

アドバイス

- ・宅配業者が、事前登録なしにショートメールで不在通知を送ることはありません。
- ・むやみに不審なURLにはアクセスしないようにしましょう。
- ・困ったときには消費生活センター等へ相談しましょう。

消費者ホットライン **188**(嫌や! イヤヤ!)
相談受付: 9時～17時
毎週月曜、第2・4金曜日は、専門相談員が対応

01 監査委員事務局臨時職員を募集します

監査委員事務局 ☎964-4419

●募集内容

募集人数 1人/内容 事務全般/勤務場所 市役所5階 監査委員事務局/雇用期間 平成31年4月1日～1年間※土日祝日を除き、月平均12日、年間144日間勤務/賃金 日額6,791円/手当等 なし/保険等 健康保険・厚生年金なし、雇用保険に加入 ※自動車通勤の場合、月額1,500円～2,000円の駐車場代が必要です。

●応募資格

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、ワード、エクセルに精通している人

●提出書類 試験申込書(3か月以内の写真貼付)

※申込書はホームページからダウンロードできます。

●受付期間 3月1日(金)～19日(火)(必着)

8時30分～17時15分(土日を除く)

●採用試験 3月22日(金) ※時間は個別に案内

場所 東温市役所/内容 面接

●提出先

〒791-0292 東温市役所 監査委員事務局

03 志津川南地区 固定資産税の課税について

都市整備課 都市計画係 ☎964-4412
税務課 資産税係 ☎964-4403

平成30年12月1日(土)から志津川土地区画整理事業地【志津川南】が新しい町名・地番に変更されましたが、これに伴い区域内の固定資産税の課税も、平成31年1月1日時点での登記簿の内容へと変更となります。そのため平成31年度からは、新しい町名・地番・面積での課税となりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

平成30年度固定資産税課税明細書

区分	所在地	台帳地目・種類	台帳面積(㎡)
	地番	課税地目・種類	課税面積(㎡)
	家屋番号	建築年	評価額(円)
土地	志津川区画整理	宅地	150.00
	〇街区ー〇ー〇	宅地	150.00



平成31年度固定資産税課税明細書

区分	所在地	台帳地目・種類	台帳面積(㎡)
	地番	課税地目・種類	課税面積(㎡)
	家屋番号	建築年	評価額(円)
土地	志津川南〇丁目	宅地	150.11
	〇ー〇	宅地	150.11



日光桜の葉エキスを練りこんだ小麦パン。食べる瞬間さくらの香りがほのかに広がり、ふっくらやわらかな口あたりです。センターで作っている自家製季節のスープと一緒にどうぞ。今月は砂糖不使用のコンスープです。

日光桜パン



東温で生まれた豊かな食材やユニークな商品を、観光大使の皆さんが紹介！

観光物産センターでしか食べられません！



中野祥子さん

佐藤靖朗さん



さくらの湯観光物産センター Info
〒791-0303 東温市北方甲2098番地
☎993-8054
■農産物直売所
定休日：第4水曜日、12/31～1/5
営業時間：8：30～16：30
■観光物産案内所・ふるさと体験棟
定休日：第4水曜日、毎週火曜日、12/29～1/3
営業時間：9：00～17：00
(イートインコーナラストオーダー16：30)



※各地区で開催しているタウンミーティングで話題となった意見を再編して掲載しています。



街灯って誰が管理してる？電気代は誰が払ってる？
夜の帰り道を明るく照らしてくれる街灯。防犯灯という名前で呼ばれることもありすが、誰が街灯を取り付けていたり、電気代の支払いなど管理をしているかご存知でしょうか？

実は、公園の街灯、道路の街灯など種類によって管理者が違ってきます。地域の皆さんが「歩行者の防犯対策のために防犯灯が必要だ」と意見を出し合って取り付けた防犯灯もあります。市では、そんな防犯灯を整備する地区へ、整備費用の一部を補助しています。
「夜でもずっと明るくれば危なくないのでは？」と感じますが、困ったこともあるんです。公園の街灯がずっと明るければ、騒音などの迷惑行為が起こる可能性もあります。「明るすぎて眠れないなあ…」と困る人が出てくるかもしれません。
地域で設置された防犯灯は、地域の皆さんが集めた費用で支払われており、同じ地域に住む人同士の支えあいは、実は防犯灯という形になって現れているんですね。

09 平成31年度 軽自動車税額をお知らせします
税務課 市民税係 ☎964-4403

- 三輪及び四輪以上の軽自動車
 - ①平成27年3月31日以前に登録された車両
 - ②平成27年4月1日から平成31年4月1日に登録された車両
 - ③最初の新規検査(初度検査年)から13年経過した車両

車両区分			税率（年額）		
			①旧税率	②標準税率	③重課税率
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

●税率適用例

新規登録日（車検証の「初度検査年月」）	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成17年3月まで	③重課税率		
平成17年4月から平成18年3月まで			
平成18年4月から平成19年3月まで			
平成19年4月から平成20年3月まで	①旧税率		
以降、毎年順に旧税率から重課税率へ移行			
平成27年4月以降に新規登録	②標準税率		

●特例措置の適用となる基準

適用条件：平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規登録された三輪及び四輪以上の軽自動車下記条件に該当する車両

対象車両			軽減割合
電気自動車／燃料電池自動車／天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準値より10％以上窒素酸化物を低減または平成30年排出ガス規制適合）			(1)概ね75％軽減
平成17年排出ガス基準値75％低減または平成30年排出ガス基準値50％低減を達成	+	燃費性能	
		乗用車	平成32年度燃費基準値＋30％達成
		貨物車	平成27年度燃費基準値＋35％達成
		乗用車	平成32年度燃費基準値＋10％達成
		貨物車	平成27年度燃費基準値＋15％達成

●グリーン化特例適用の税率

車両区分			税率（年額）			
			標準税率	(1)	(2)	(3)
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

●軽自動車税の減免

障がい程度等一定の要件に該当する場合は、減免申請を行うことで1台に限り減免を受けることができます。